

定期積金

平成24年8月3日現在

商品名	定期積金（スーパー積金）
-----	--------------

販売対象	法人及び個人の方
期間	1年、2年、3年、4年、5年
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	定期又は数回にわたり掛金の掛込みができます。 1,000円以上 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息（給付補填金） (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	固定金利 契約時に証書に表示する約定利回りを満期日まで適用します。 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に金利を乗じて計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none">個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（尚、マル優は利用できません）※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。法人は総合課税となります。
手数料	—
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	金利（年利回り）は店頭の金利ボードでご確認いただくか窓口へご照会ください。
預金保険制度	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます）

定期積金

平成24年8月3日現在

商 品 名	定期積金（スーパー積金）
-------	--------------

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記監査部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫監査部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、又は約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。